

### 指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの適正な運営について

指定通所介護事業所等が、営業時間外に、設備の一部を利用してサービスを提供する「宿泊サービス」について、川口市では、「川口市指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（以下、指針）」を定めています。

宿泊サービスを提供する事業所は、指針に基づき、人員基準や設備基準等を守っていただくようお願いいたします。また、事業の開始届や管理者変更届等についても遺漏のないようご提出ください。

事業所の運営については「自主点検表」を作成し、事業の運営状況を点検するとともに、適正な管理・運営をしていただくようお願い申し上げます。

#### 【ホームページの案内】

川口市ホームページ→組織から探す→福祉部→介護保険課→介護保険事業者向け情報→事業者指定関係情報→通所介護事業所等で提供する宿泊サービス（お泊りデイサービス）  
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushasitei/22700.html>

#### 【問い合わせ先】

川口市 介護保険課 事業者係  
TEL：048-259-7293（直通）